

高野町特定事業主行動計画

～女性職員の活躍推進に向けて～

平成31年3月31日

高野町長

高野町議会議長

高野町教育長

高野町消防長

はじめに

高野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、高野町長、高野町議会議長、高野町教育長、高野町消防長が策定する特定事業主行動計画である。議会事務局は2名しかおらず、個人が特定される恐れがあることから、公表データは町長部局とまとめて表示する。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間する。

ただし、定期的に計画の進捗を検証しながら、改定していくこととする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標達成するための取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、高野町長部局、高野町議会事務局、高野町教育委員会、高野町消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍はもちろん職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活のための時間の確保や育児、介護等、職員個人の置かれた状況に応じた多様な働き方・生き方が選択できるような職場環境の整備を進められるよう、目標を設定し、その掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

1、超過勤務の縮減

目標：ワーク・ライフ・バランスの観点から、災害など緊急又は特別の事由による超過勤務を除き、職員一人当たりの各月平均超過勤務実施時間を減少させる取り組みをする。

<取組内容>

－一定時退庁日の実施－

- ① 平成31年度から毎週水・金曜日のノー残業デーの実施。水・金曜日に超過勤務をしなければならない場合は、事前に副町長まで決裁をとる。
- ② 職員に1ヶ月について100時間または2~6ヶ月平均で80時間を超える超過勤務を命じた場合には、本人からの申出がなくとも当該職員に医師による面談を行うものとする。職員の超過勤務時間について毎月所属長に報告を行う。

2、年次有給休暇取得の促進

目標：労基法での規定から年次有給休暇の年間取得日数を年間5日以上とし、10日以上取得する事をめざす。(平成33年度まで)

<取組内容>

－年次有給休暇の取得促進－

- ① 所属長は、職場の業務計画を策定し職員に周知する等、職員が計画的に年次有給休暇を取りやすい環境作りを行います。
また休暇取得時における職場の応援体制づくりを行い、率先して年次有給休暇を取得するなどして、職員が年次休暇を取得しやすい環境作りに努める。
- ② ゴールデンウィーク・夏季休暇の期間や、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次有給休暇の取得により、連続休暇の取得促進を図ります。

3、特別休暇取得の促進

目標：子育て支援の観点から、子どもの出産時における特別休暇（5日以内）及び育児参加休暇（5日以内）の取得を希望する職員に対して100%取得できるよう努める。(平成33年度まで)

また、子どもの看護のための特別休暇を希望する職員に対して100%取得できるよう徹底する。(平成33年度まで)

<取組内容>

－子育て目的の休暇の取得促進－

- ① 子どもの出生時における男性職員の特別休暇の取得の促進について周知徹底を図

る。

- ② 子どもの看護の為の特別休暇制度の周知徹底を図る。

4、採用した職員に占める女性職員の割合

目標： 職員採用では、男性・女性の性別を問わず採用しているが、過去においては男性職員の採用が多い傾向になっている。平成33年度までに採用者の女性の割合を30%以上にする。消防職については5%とする。(平成33年度まで)

<取組内容>

- ① 育児休業等の取得のしやすさ周知し、子育てのしやすい職場環境であることを周知する。

5、女性が活躍できる人事管理

目標：管理職における女性職員の割合を30%以上にする。(平成33年度まで)

<取組内容>

- 一
- ① 女性職員の活躍に向け、意欲と能力のある職員に、意識・意欲の啓発増進、又は業務に必要な能力の開発・向上に関する研修等に積極的に参加させる。
- ② 職員の能力や育児・介護等の家庭環境に配慮しつつ、これまで女性職員がほとんど配置されていなかったポストへも積極的に配置し、男性職員と同等のキャリア形成がなされるよう努める。